




ゴミの分け方・出し方について

最近、町内のゴミステーションでは、適切な分別がされずに排出されたゴミや資源物が、回収されずに残されているケースが増えています。分別が不適正なゴミは収集業者が不適正排出と判断し、回収せず残していきます。朝、ステーションに出したゴミ、ちゃんと回収されたか確認したことはありますか？

ステーションを管理している地域の方が、回収されなかったゴミで大変迷惑しています。

限られた資源を大切にするため、資源物として排出できるものは、きれいに洗浄し資源物として排出をお願いします。

●家庭ゴミの分け方・出し方のルールは、次のとおりです。

- ① 燃やすごみ・燃やさないごみは町指定のごみ袋（有料）に入れてステーションへ排出する。
- ② 燃やすごみ・燃やさないごみは収集日の朝8時30分、資源物は収集日の朝9時までにステーションへ排出する。
- ③  の表記があり、汚れていないものは資源物（プラスチック製容器包装類）として排出する。
- ④ 資源物は収集曜日や出し方が書かれた看板が立つステーションへ排出する。
- ⑤ プラスチック製容器包装類は透明・半透明の袋に、ペットボトルはキャップとラベルを外して備え付けの網に入れ排出する。
- ⑥ 自分が排出したゴミが収集されたかを確認する。
- ⑦ 事業所から排出されるゴミは、区会内のステーションへは排出できない。

ゴミの分け方・出し方が不十分で、収集時に分別が不適正と判断され残された袋には、回収できない理由が書かれたシールが貼られます。自分の出したゴミが残された場合は一度持ちかえり、再度正しく分別して次回収集日に排出しましょう。排出ルールや詳しい分別については町発行の冊子、『家庭ごみの「分け方・出し方」』で確認してください。※冊子をお持ちでない方は環境対策課窓口で無料配布しています。また町ホームページからダウンロードできます。

悪質な不適正排出は、不法投棄として法律により厳しく罰せられます（5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金）。いま一度、適切な分別ができていないかご確認をお願いします。

問合せ 環境対策課 ☎21-2118



電動生ごみ処理機・簡易コンポスト購入助成について

町では、ごみの減量化と堆肥化を目的に、家庭用電動生ごみ処理機および簡易コンポストを購入される方に対し、その費用の一部を助成します。購入を希望される方は、次のとおり申込み願います。

なお、助成個数には限りがありますので、予定数を超えた場合は抽選となります。申請しても必ず該当するとは限りませんのでご理解願います。

【助成手続き】

購入助成対象者

町内に居住している方。ただし、事業所等は除く。

助成金額

電動生ごみ処理機は1台あたり消費税を含めた額の2分の1（限度額は4万円）

簡易コンポストは1台3千円（価格6千円）の助成

申請手続き

町ホームページ、役場（環境対策課）、中央公民館、福祉センター本館の窓口に備え付けの申請書に住所、氏名を記入し押印のうえ各施設の窓口に申込みください。

申込期限 5月29日（金）

その他

- ①電話での申込みはできません。
- ②申請の結果、該当となった方には、詳細について別途お知らせします。



▲ 電動生ごみ処理機



▲ 簡易コンポスト

申込み・問合せ 環境対策課 ☎21-2118